

## 付録4 著作権法

著作権法とは昭和 45 年に制定され、以後何度も改定が行われている日本の法律である。

著作権法は、全 124 条、全 8 章および附則から構成され、A4 用紙に普通に印刷しても 60 ページにもなる、膨大な法律である。各章のタイトルは以下のとおり。

総則

著作者の権利

出版権

著作隣接権

私的録音録画補償金

紛争処理

権利侵害

罰則

附則

著作権法の目的は、第一章、第一節、第一条で、著作権法を中心とする「著作物」「著作者」といった用語の定義は第二条で、以下のように述べられている。

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **著作物** 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 **著作者** 著作物を創作する者をいう。

### 解説

著作権法は、日本国民が創造的に表現した文芸、学術、美術、音楽等の権利を国が約束するものであり、他者がそれを犯すことを禁じた法律である。

著作物とは、私達が日常的に創り出すあらゆる表現のことであり、公に出版などを行うような文学・芸術・学術作品だけでなく、例えば、個人の日記、ノートに書いたらくがきも著作物とみなされる。自分が創造したものを「著作物」とするための“申請”の必要は一切ない。

英子さんが、昨日書いた日記は、それがもう「著作物」であり、英子さんは「著作者」である。その日記は、この著作権法によって保護され、英子さんの許可なしで、だれも“公表”したり、“改変”したり、“複製”したり、“放送”したり、“口述”したり、“展示”したり、“譲渡”したり、“貸与”したり、“翻訳”したりすることはできない。

もし、この英子さんの権利を誰かが犯した場合は、著作権法第 119 条によって以下のようなことになる。五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

### **著作権の制限(いわば例外処置)**

著作権法の目的として、「権利の保護」だけでなく「文化の発展」も挙げられている。文学、芸術、科学、技術の発展には、過去の著作物の利用と応用が必要である。著作者の権利ばかりを主張した場合には、まったくの新しい創造物しか著作物として認められなくなり、かえって文化の発展に支障をきたす。そこで、以下のような場合には、著作者の許可をとることなく、私たちは著作物を利用することができるかと法律で定められている。

#### **【私的な複製は認められる場合もある】**

第三十条 著作権の目的となっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

注意) 友人への配布、公開、ホームページへの掲載、プロテクト解除は認められない。

#### **【レポートには引用することができる】**

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

注意) 引用ルールを守らないと違法になる。

#### **【教育のために教員が利用することができる】**

第三十五条 学校その他の教育機関において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

注意) 学生は、「教育を担当する者」ではない。教師も、本一冊丸々コピーはできない。

#### **【死後 50 年経った著作物は自由に扱える】**

第五十一条 2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後五十年を経過するまでの間、存続する。

### **著作権に関する国際条約**

著作物の保護に関する国際条約としては、ベルヌ条約がある。ベルヌ条約は正式名称を「文学的及び美術的著作物の保護万国同盟創設に関する条約」(1886年)といい、その後、改定が繰り返され、現在では「WIPO 著作権条約及び WIPO 実演・レコード条約」(1996年)が制定されている。日本の著作権法は、この WIPO 著作権条約に準拠する形で改定を続けている。なお、非加盟国である台湾、加盟していても取締りの緩い中国・韓国などでは、著作物の不正コピーが横行しており、国際問題化している。